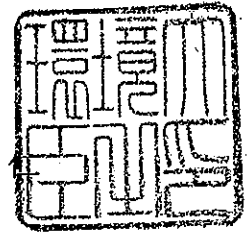


諮問第 271 号
環水大水発第 091130001 号
環水大土発第 091130001 号
平成 21 年 11 月 30 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
小沢 鋭



水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の
規制に係る項目追加等について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水
の浸透等の規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁防止法に基づく排出規制及び地下浸透規制については、現在、27 項目が有害物質として設定されているところである。

今回、1,4-ジオキサン等について、人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水での検出状況の推移等を考慮し、貴審議会の答申を踏まえ、これらの項目を公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目として追加等を行ったところである。

本諮問は、このような状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。